

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	地域実証組合法人（仮称）に係る税制措置	
税 目		
要 望 の 内 容	<p>新たな法人形態として地域実証組合法人（仮称）を創設することに伴い、地域実証組合法人（仮称）に対する登録免許税を措置するもの。</p>	
	減収見込額 （平年度）	- 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国内外において「需要の飽和」とも言うべき状態が現出する中、新たな時代における経済成長に向けて、課題の解決に向けた処方箋を提供するという新たな価値軸によって「新しい需要を創り出す」ことが重要。そのためには、地球温暖化、高齢化進展等、世界が共通して直面する課題について、その処方箋となる日本型解決モデルを構築すべく、技術開発、制度構築、インフラ整備、マネジメント・ノウハウ開発等を複合的に組み合わせた実証実験を行うことが必要。そこで、事業者、国民、大学、地方公共団体等の共同により実証事業を行う組合に法人格を付与することとし、所要の措置を講じることとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本施策によって、事業者、国民、大学、地方公共団体等の共同により実証事業を行う組合が法人格を得ると、許認可や契約の主体となることができ、実証事業を行うために必要な手続きが簡素になる。また、実証終了後に会社等へ組織変更することが容易となり、実証成果をそのまま共同で実用化することが可能となる。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>新たな法人形態として「地域実証組合法人（仮称）」を設けるに際しては、同組合設立の際に課せられる登録免許税の額を整理しておくことが必要。</p>	

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進
	政策の達成目標	地球温暖化、高齢化進展等、世界が共通して直面する課題について、その処方箋となる日本型解決モデルを構築すべく、技術開発、制度構築、インフラ整備、マネジメント・ノウハウ開発等を複合的に組み合わせた実証実験を行う。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算面においては、実証事業を進めるに当たっての費用負担について助成を行うこととなるが、本要望が実現されることにより、地域実証組合法人(仮称)という新たな法人形態を利用することが可能となり、実証事業を進めるに当たって必要となる許認可の取得や契約の締結の利便性が高まるとともに、実用化段階への移行もスムーズなものとなる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの
要望経緯

新規要望